

シニア向け情報

要介護認定高齢者の方へ
「障害者控除対象者認定書」
を交付しています

本人または扶養を受けている方が障害者である場合、確定申告などにより所得税や町民税・県民税の所得控除を受けることができます。また、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けていない方でも、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている場合は、障害者控除の対象となります。

町では、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、認定基準日に次のすべての要件を満たす方に對し、申請により確定申告時に必要となる「障害者控除対象者認定書」を発行します。

「基本チェックリスト」の返送をお願いします

介護保険の認定を受けていない65歳以上の方へ「基本チェックリスト」をお送りしました。まだ「基本チェックリスト」の返送がお済みでない方は、お早めにお願いします。

対象
65歳以上の方で、要介護1か

この「基本チェックリスト」の結果により、生活機能に低下がされる方には介護予防事業（運動・栄養・口腔に関する教室）をご案内します。

問合せ先 役場 民生課

内線115・158

常生活自立度の判定が、一定基準（左表のとおり）である方

※対象の方が年の途中で死亡された場合は、その死亡日を基準日とします。

問合せ先 役場 民生課
内線115

デイサービスを利用して笑顔になりませんか

最近、笑っていますか。前はよく出歩いていたのに、家に閉じこもることが多くなった。気が付けば、誰とも話していない。笑うことをなんて忘れていた…。

町が運営するデイサービスセンターを利用して、たくさん友達をつくり、日常の生活を今よりもっと楽しいものにしませんか。皆さんの笑顔のためのお手伝いをします。

特別障害者控除対象者・障害者控除対象者認定基準表

障害者	①知的障害者（軽度・中度）に準するもの	要介護1、要介護2又は要介護3かつ認知症高齢者自立度IIa以上の者
	②身体障害者（3級～6級）に準するもの	要介護1、要介護2又は要介護3かつ障害高齢者自立度A以上の者
特別障害者	①知的障害者（重度）に準するもの	要介護4又は要介護5かつ認知症高齢者自立度IIIa以上の者
	②身体障害者（1級～2級）に準するもの	要介護4又は要介護5かつ障害高齢者自立度B以上の者
	③ねたきり老人	要介護4又は要介護5かつ障害高齢者自立度Cの状態が6か月以上継続する者

※障害高齢者自立度及び認知症高齢者自立度は、原則として認定調査結果の日常生活自立度による。

申請に必要なもの 印鑑、申請
認定基準日 所得税申告の対象
となる年の12月31日（基準日）で

基に認定します。
な要介護認定時の認定調査票を

内容	利用日 月／金曜 ※祝日・年末年始を除く
対象	ところ 在宅老人デイサービスセンター（西公民館1階） セントラル（西公民館1階）
	・要介護1・2・3 ・要支援1・2
	・自宅までの送迎や食事、入浴 サービス

身体機能の維持向上を目指します。

・編み物や和紙細工など素敵な

作品作り

・民踊を観たり、大正琴やハーモニカを聴き、楽しい時間を過ごします。

・運動会、クリスマス会など季節の行事や、そのほか楽しいプログラムを用意しています。

※見学は午前10時から午後3時の間であれば随時可能ですので、気軽にお越しください。

利用料

- ・自己負担金(介護度等により変わります)
- ・食材料費(1食500円)
- ・機能訓練等材料費(月額500円)

問合せ先

在宅老人デイサービ

スセンター ☎ (443)0552

申込・問合せ先
シルバー人材セ

ンター ☎ (443)1680

シルバー人材センター
新規入会説明会
健康で働く意欲のある60歳以上の方の入会をお待ちしています。

剪定作業に興味のある60歳以上の方を募集します。
申込・問合せ先 シルバー人材センター ☎ (443)1680

シルバー人材センター



●アルミ缶アートを作りました

1月の公民館ロビー展示

きり絵展

5日(火)～15日(金)

●きり絵ゆうゆうクラブ

書き初め大会作品展

16日(土)～31日(日)

●大治町婦人会

※日程は都合により変更する場合がありますのでご了承ください。

確認じゃ! 臨時福祉給付金

平成27年度



フクシ
カクニンジャ

「臨時福祉給付金」の申請をお忘れなく

申請の受付期限は2月17日(水)まで(必着)です。お早めに申請してください。

給付金を受給するためには、申請が必要です。申請書が届いた方で支給対象に該当する方は、

申請書に必要事項を記入し必要書類を添付して役場民生課へ申請してください。

支給対象者 原則として、基準日(平成27年1月1日)において本町に住民登録があり、平成27年

度住民税が課税されない方が対象です。平成27年1月2日以後に本町へ転入してきた方は、平成

27年1月1日時点で住民票のある市区町村が申請先となりますので、ご注意ください。

※ご自身を扶養している方が課税される場合や生活保護の受給者となっている場合などは対象外

支給額 支給対象者一人につき6,000円

問合せ先 役場 民生課 内線165・168